

第 6 章 推進体制

第 6 章 推進体制

第1節 理解と協力体制づくり

(1) 関係各課・関係機関・関係団体との連携

本計画は、保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境等の様々な関連分野を横断しており、連携・協力を図りながら進めていくことが重要です。障害のある人の地域での自立した生活を確保できるよう、また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、保健・医療機関、福祉機関、教育機関、雇用・就労機関等の相互協力のもと、推進します。

また、障害のある人についての理解啓発や地域での見守り、交流等を進めるため、当事者団体をはじめ、地域団体やボランティア、NPO*等関係団体等との一層の連携強化を図ります。

(2) 関係団体等との連携及び地域生活の支援

障害のある人の地域生活を支えるためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や障害福祉サービス事業所、民生児童委員、ボランティア等による支援や協力が必要となります。

そのため、これら団体による地域福祉活動の促進に努めるとともに、障害者団体連合会をはじめ、障害のある人の団体と行政との連携を強化し、市民と行政の協力体制を構築します。

(3) 国・県及び周辺自治体との連携

本計画の推進に当たっては、今後予定されている制度改正に的確に対応していくことも重要となることから、国や県と連携しながら施策を展開します。

また、障害福祉サービスの提供や就労支援等は、本市だけでなく、周辺市町を含めた広域的な調整とネットワーク化が必要であるため、今後も近隣市町との連携を強化し、計画を推進します。

第2節 進捗状況の管理及び評価

本計画の着実かつ効果的な推進を図るために、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その推進状況を定期的に把握し評価（Check）した上で、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

また、障害のある人への理解の促進、障害のある子どもを交えた交流機会の拡充、サービスの充実、障害のある人の地域生活への移行や就労移行促進のため、関係機関やサービス提供事業者等を構成員とする「今治市障害者施策推進協議会」において計画全体の進捗を図るとともに、「今治市地域自立支援協議会」と連携して、計画の進捗管理や点検等を実施することで、本計画を推進します。

